

税理士法人イースリーパートナーズ E-mail [soudan@e3-partners.com](mailto:soudan@e3-partners.com) URL <http://www.e3-partners.com>

確定申告の期限が迫ってきました。申告納付期限を下記の通りお知らせします。

【所得税】3月15日（火） 【消費税等】3月31日（木） 【贈与税】3月15日（火）

\*振替納税の場合の納付期限（振替日）は、所得税4月20日（水）、消費税等は4月25日（月）です。

## 無償減資と法人住民税の均等割り（竹本）

株式会社が株主に払い戻しを行わずに資本金を減額することを無償減資といい、無償減資の場合、資本金の減額分はその他資本剰余金とされ、欠損填補等に利用されます。

従来、無償減資では法人税法上の資本金等の額は変わらず、均等割りの金額も変わりませんでした。平成27年度の税制改正により、平成27年4月1日以降開始事業年度では、無償減資を行った場合、均等割りの計算上も資本金等の額が減額されることとなりました。

減額の対象となる金額は以下の通りです。

- 平成13年4月1日～平成18年4月30日
  - ・資本又は出資の減少による資本の欠損填補に充てた金額
  - ・資本準備金による資本の欠損填補に充てた金額
- 平成18年5月1日以後
  - ・剰余金を総務省令で定める損失の填補に充てた金額

上記の通り、過去に行った無償減資による欠損填補額についても資本金等の額に反映できることとなります。

したがって、無償減資を行ったことで均等割りの額が小さくなるケースがあります。

減額を適用するには、申告書に「その内容を証する書類」として株主総会議事録等の提出を求められることとなります。

## ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金（大塩）

ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金とは、国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス改善（以下、「サービス開発等」という）を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援する制度です。

具体的な支援内容は大きく3つあり、それぞれの補助上限額と補助率は、以下の通りです。

- ① 一般型：中小企業が行うサービス開発等に必要設備投資等を支援する。  
補助上限額：1,000万円（補助率 2/3）
- ② 小規模型：小規模な額で行うサービス開発等に必要設備投資等を支援する。  
補助上限額：500万円（補助率 2/3）
- ③ 高度生産性向上型：IoT等の技術を用いて生産性向上を図る設備投資等を支援する。  
補助上限額：3,000万円（補助率 2/3）

なお、今回の補助金の公募期間は、平成28年2月5日（金）～平成28年4月13日（水）となっています。イースリーパートナーズは上記の認定支援機関になりますので、この補助金をご検討されている方はお気軽にご連絡ください。